

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第75期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 三和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanwa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高山 俊隆

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ本社部門担当 南本 保

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

【電話番号】 03(3346)3019

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ本社部門担当 南本 保

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第74期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第75期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第74期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高	(百万円)	57,309	45,651	272,970
経常損失()又は経常利益	(百万円)	2,315	3,232	7,495
四半期純損失()又は当期純利益	(百万円)	2,640	2,122	2,312
純資産額	(百万円)	99,416	95,120	95,365
総資産額	(百万円)	258,415	228,351	231,054
1株当たり純資産額	(円)	411.39	395.63	396.65
1株当たり四半期純損失() 又は当期純利益	(円)	10.93	8.83	9.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			9.59
自己資本比率	(%)	38.5	41.6	41.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,423	1,211	14,312
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	703	1,402	7,076
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	315	671	12,392
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	27,328	22,515	20,547
従業員数	(名)	8,241	7,560	7,905

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失である為、記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	7,560 (787)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	50 (4)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
3 従業員は、概ね子会社からの出向者で構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
ビル商業施設建材事業	22,650	9.6
住宅建材事業	10,495	25.4
メンテ・リフォーム事業	2,079	7.3
その他事業	434	46.5
合計	35,659	15.5

(注) 1 金額は、製造原価によっており、相殺消去前の金額であります。
2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
ビル商業施設建材事業	31,561	23.1	85,175	7.3
住宅建材事業	3,271	18.7	245	14.7
合計	34,832	22.8	85,420	7.3

(注) 1 メンテ・リフォーム事業及び在外子会社は受注生産を行っておりません。
2 上記の金額は、相殺消去前の金額であります。
3 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
ビル商業施設建材事業	28,064	16.8
住宅建材事業	13,129	27.6
メンテ・リフォーム事業	3,997	10.0
その他事業	460	53.6
合計	45,651	20.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における国内経済は、株価回復の兆しなど一部で景気持ち直しの動きがみられるものの、米国発の世界的金融危機による影響が大きく、企業業績の悪化、設備投資の減少、雇用環境の悪化及び個人消費の低迷等、引き続き厳しい状況で推移しました。また、欧米においても金融危機と実体経済悪化の悪循環により、景気後退は深刻な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く環境も、民間建設投資、住宅投資ともに大幅に減少しており、厳しい状況が続きました。

このような環境下、当社グループは、本年度をグループ最適化へ向けた構造改革を断行する年度と位置付け、世界同時不況に対応し得る強固な収益基盤を構築する為に、非シャッター分野の拡販体制・商品体制の整備、メンテナンス・サービスの業容拡充をはじめ、各地域における価格政策の実施、事業の再構築に努めました。また、コスト削減活動に注力し、さらなる経費削減、固定費削減、設備投資圧縮などの緊急コスト削減策を実施しました。

しかしながら、当第1四半期連結会計期間における連結売上高は、前年同四半期比20.3%減の45,651百万円となり、利益面では、コスト削減や構造改革に取り組みましたが減収の影響を補いきれず、営業損失は3,060百万円、経常損失は3,232百万円、四半期純損失は2,122百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりであります。

ビル商業施設建材事業

国内では、企業業績の悪化、設備投資の減少、マンション不況の影響などにより、軽量シャッター、重量シャッター、ビル・マンションドアの主力商品が大幅減収となり、米国における商業用ドア、欧州における産業用ドアも低調に推移し、売上高は、前年同四半期比16.8%減の28,064百万円となりました。営業損益では、緊急コスト削減策や構造改革に取り組みましたが、対前年比で値上がりした材料費の影響や大幅減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ1,193百万円減の2,353百万円の営業損失となりました。

住宅建材事業

国内では、主力である窓シャッター、エクステリア商品の減少傾向が続き、欧米では、住宅市場低迷の影響から主にガレージドアが振るわず、売上高は、前年同四半期比27.6%減の13,129百万円となりました。営業損益では、緊急コスト削減策や構造改革に取り組みましたが、減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ614百万円回復したものの611百万円の営業損失となりました。

メンテ・リフォーム事業

国内及び欧州において、拡販活動やサービス内容の拡充、アフターサービスの強化に注力しましたが、個人消費の低迷の影響が大きく、売上高は、前年同四半期比10.0%減の3,997百万円となりました。営業利益では、コスト削減に取り組みましたが、減収の影響を補えず、前年同四半期比90.5%減の30百万円となりました。

その他事業

米国におけるトラック・トレーラーなどの車両用ドアが主たる事業であります。トラック輸送業界の不況の影響を受け、売上高は、前年同四半期比53.6%減の460百万円となりました。営業損益では、コスト削減に取り組みましたが、減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ47百万円減の126百万円の営業損失となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりであります。

日本

非シャッター分野での拡販体制、サービス内容の拡充に注力しましたが、設備投資の減少やマンション不況の影響を受け、売上高は前年同四半期比14.8%減の25,250百万円となりました。営業損益では、緊急コスト削減策と構造改革を進めましたが、減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ1,418百万円減の2,255百万円の営業損失となりました。

北米

住宅市場低迷長期化の影響により、ガレージドアや商業用ドアが振るわず、売上高は前年同四半期比25.3%減の9,882百万円となりました。営業損益では、コスト削減に努めましたが、対前年比で値上がりとなった材料費や減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ304百万円回復したものの、501百万円の営業損失となりました。

欧州

欧州全体での住宅市場の縮小が続き、産業用ドアやガレージドアが減収となり、売上高は前年同四半期比27.1%減の10,518百万円となりました。営業損益では、物流コストや製造コストなどのコスト削減活動を継続的に実施しましたが、減収の影響を補えず、前年同四半期に比べ199百万円回復したものの、304百万円の営業損失となりました。

(2) 財政状態の分析

前連結会計年度末と比較して、総資産が2,703百万円減少し228,351百万円となり、自己資本が245百万円減少し95,087百万円となりましたが、自己資本比率は前連結会計年度より0.3ポイント改善し、41.6%となりました。また、負債は2,458百万円減少し133,230百万円となりました。主な内訳として、資産では、売上債権の減少であり、負債では、仕入債務の減少であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,211百万円（前年同四半期比1,211百万円減）の収入となりました。これは、主に税金等調整前四半期純損失 3,229百万円（前年同四半期比615百万円減）、のれん償却額40百万円（前年同四半期比1,441百万円減）などによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは1,402百万円（前年同四半期比2,106百万円増）の収入となりました。これは、株式取得による支出の減少及び売却による収入の増加、設備投資の縮小などによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは 671百万円（前年同四半期比355百万円減）の支出となりました。これは、配当金の支払額が減少したものの、借入金の減少などによる収入の減少によるものであります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の現金及び現金同等物は、22,515百万円（前年同四半期比4,813百万円減）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する

世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる

個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国・欧州・中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「スチール建材のグローバル・トップ・ブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

具体的には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な

取組みについて

当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成12年12月に策定した平成22年までの長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上を実現して行く考えであります。

(1) 長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」による企業価値の向上への取組み

1. 「基本方針」

当社グループは、以下の基本方針に基づき企業価値の向上を目指しております。

企業価値創造のための事業の選択と集中により、日本、米国、欧州、中国（アジア）の4極で「動く建材」分野において確固たる地位を築くとともに、環境、防犯などの新規建材分野への進出を果たします。

夢を共有し実現させるために、経営体質をより企業価値創造に直結したものにし、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Action)を戦略的にまわし、健全で透明性のより高いグループを目指します。

2. 「事業戦略目標」

当社グループは、上記基本方針のもと、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスの提供に取り組んでいます。

日本では、シャッター依存型から脱却し、ドア、ステンレス、自動ドアにおけるリーディングカンパニーであり、ストック需要の分野においても、メンテナンス・サービス、リフォーム事業において確固たる地位を築いております。

米国では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおけるリーディングカンパニーとして、流通分野の付加価値の取り込みに努めております。

欧州では、ガレージドア、シャッター、オペレータ、自動ドアにおける主要企業を傘下に収め、統合のメリットを生かした経営を行っております。

アジアでは、ASEAN、中国への直接投資により、ドア、シャッターでの地位を確立すべく、更なる向上を目指しております。

(2) 当社グループの現状及び企業価値を高める具体的施策

当社は、平成8年6月に米国においてシャッター、ガレージドア等の主要メーカーであるオーバーヘッドドア社の経営権を取得し、さらに「三和2010ビジョン」に基づいて、平成15年10月には欧州第2位のドア・シャッターメーカーのNovofermグループの経営権を譲受けました。また、平成18年4月には、中国において上海宝鋼集団の子会社上海宝鋼産業発展社とビル用シャッター、オーバーヘッドドア等を製造・販売する合弁会社を設立し、日本・米国・欧州・中国の4極体制を整えました。

そして、平成19年10月には、当社グループの運営の戦略的機能を強化・集中させるために当社を持株会社とする持株会社制に移行いたしました。

さらに、当社は、平成20年2月29日開催の取締役会において、当社グループの長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」に基づく「スチール建材のグローバル・トップ・ブランドの確立」を実現するため、第三次3カ年計画を策定致しました。そのグループ経営方針は、「三和2010ビジョンの実現、即ち、グローバルに発展する企業集団を確立する。」及び「ポスト2010に向けた『強固な収益基盤』を構築する3カ年とする。」であり、その具体的目標は次のとおりであります。

当社の使命である安全、安心、快適な商品及びサービスの提供により社会貢献を一層向上させます。

安全・業績に関わる2つの信用確立並びに全業務においてP (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action)を一層向上させます。

世界各地域並びに各商品において、常に1ランク上のブランド確立に向けて販売、調達、生産、技術開

発の新たな挑戦をいたします。

日本、米国、欧州、中国の各グループ会社のグローバル・シナジーに向けた連携力の強化及びその発揮をいたします。

以上の事項を実行し、強靱なグループ企業体質を構築し、中長期的に企業価値を高め、株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させていきます。

(3) 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

3. 本プランの内容（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容）

(1) 本プランの目的

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。当社株券等に対する買付等（3.「本プランの内容」（2）に定義されます。以下同じ。）が行われた際に、当該買付等を行おうとする買付者等（3.「本プランの内容」（2）に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は当該買付者等と交渉等を行う等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 対象買付等、独立委員会及び買付者等に対する情報要求

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 独立委員会の設置

本プランにおいて、新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は新株予約権の取得等の判断について、当社経営陣（社内取締役、執行役員）の恣意的な判断を排除するため「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置するものとします。独立委員会の委員は、当社の経営陣から独立している(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者の中から当社取締役会が選任するものによって構成されております。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会があらかじめ本プランの適用対象とならない買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、独立委員会が適宜合理的に定める回答期間内に、「買付情報」に記載する買付等に係る情報（以下「買付情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載し

た書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(3) 買付等の内容及び方法の検討・分析、買付者等との交渉、代替案の提示等

(a) 買付者等からの追加的情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が買付情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、直接又は間接に、買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、当該買付情報を追加的に提供していただきます。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び買付情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(b) 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた買付情報（以下「追加情報」といいます。）が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び買付情報の内容、当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の検討・分析等を行うため、上記(a)の買付者等への買付情報の追加提出要求と同時並行して当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含みます。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することがあります。かかる要求がなされた場合は、当社取締役会は独立委員会の定めた回答期限（但し、原則として当社取締役会が買付者等から買付説明書及び実質的に追加情報を受領したと認められる日から60日間を上限とします。）までに当該情報等を提供するものとします。

なお、当社グループは、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスを提供することにより、当社グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。よって、当社取締役会といたしましては、買付者等の買付等の内容についてグループ全体の企業価値及び株主共同の利益を毀損しないか等多面的に評価・検討し、慎重に意見を取り纏めるため、原則として最大60日間の検討期間が必要と考えております。

(c) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等の受理が完了した後、原則として最大60日間、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、当社取締役会の提出した代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行うものとします（以下、かかる検討、情報収集等を行う期間を「委員会検討期間」といいます。）。

また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買付等の内容の改善のため、必要に応じて、直接又は間接（当社取締役会等を通じて）に買付者等と交渉等を行い、また当社取締役会の代替案（もしあれば）等の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するため、当社の費用負担で独立した投資銀行（フィナンシャル・アドバイザー）、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家の助言を得ることができるものとします。

(d) 情報開示

独立委員会は、「買付者等が現れた事実」及び「買付者等から買付説明書が提出された事実」については直ちに情報開示を行い、「買付者等及び当社取締役会からの情報等の受理の完了」については当該完了時点で直ちにその旨を買付者等に対し通知すると共に、情報開示を行います。また、「買付情報」その他独立委員会が適切と判断する事項については、適時適切に情報開示を行います。

(4) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者が現れた場合、次の手続に従い当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(a)ないし(c)に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。また、委員会検討期間を延長する場合にも、独立委員会は、延長期間及び延長理由を直ちに情報開示するものとし、

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容及び方法の検討の結果、買付者等の買付等が(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断する場合、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。

また、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当ての効力発生日までは新株予約権の無償割当ての中止について決議し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日後その行使期間初日の前々営業日までは新株予約権の無償取得を含む当社が行うべき行為について新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でない場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、買付者等との交渉等の結果、買付者等の買付等が(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断したときは、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記(a)前段の要件を充足することとなった場合には、新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

(c) 独立委員会が委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、委員会検討期間の満了時まで、本プランの発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は買付者等の買付等内容及び方法の検討、買付者等との交渉等、代替案の検討等のために合理的に必要とされる範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとし、

(d) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実

施に関する決議を行うまでの間、買付等をしてはならないものとします。

なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(5) 新株予約権の無償割当ての要件

買付者等の買付等の内容及び方法が、次のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には(4)「独立委員会による勧告等の手続」に定める手続により新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。なお、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等の場合

(b) 次の ないし の行為により、買付者等が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等の場合

株券等を買占め、その株券等について会社関係者に高値で買取りを要求する行為

会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な資産（製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、顧客や調達先との取引等）を廉価に移譲させる等、当社グループの犠牲の下に買付者等やそのグループ会社の利益を実現する経営を行うような行為

当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する行為

会社経営を一時的に支配し、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を実施させるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等を高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式を買付けられない場合、二段階目の買付にかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで株式の買付を行うこと。）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等

(d) 買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付等

(e) 買付情報その他買付等の内容及び方法を判断するために合理的に必要な情報が提供されず、又は提供されたとしても不十分な提供である場合

(f) 買付等条件等（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付の実現性、買付後の経営方針又は事業計画を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分あるいは不適切な買付等

(g) 当社の持続的な企業価値の増大のために必要な当社グループの従業員、取引先等の利害関係者との関係又は当社グループのブランド価値もしくは企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前々営業日までの間いつでも、当社が本新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権の無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前々営業日までに未行使のもの全てを取得し(その一部の取得は認められません。)、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の別途定める日の前々営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(7) 本プランの有効期間並びにその廃止及び変更

本プランの有効期間は、第73期定時株主総会の終結後平成23年3月期に係る定時株主総会（平成23年6月開催予定）終結の時までの3年間とします。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に、上記株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランの修正又は変更を行うことができるものとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合、当社取締役会はその内容その他の事項について速やかに情報開示を行うものとします。

4. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記の「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な取組みについて」記載の各施策が、いずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下のとおりです。

(1) 株主意思の反映

本プランは、第73期定時株主総会における株主の承認を条件に更新しております。更に、その有効期間は平成23年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、株主の総体的意思が反映されることとなります。

(2) 独立性の高い社外者の判断

本プランは、その発動等に係る手続において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、客観的な判断を行うために独立委員会を設置します。独立委員会は、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者から取締役会が選任した者によって構成され、独立性を確保します。

(3) 本プラン発動のための客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切とされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足していると思料します。

(5) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記3.(1)の「本プランの目的」に記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等と交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(7)の「本プランの有効期間並びにその廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、718百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	257,920,497	257,920,497	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	257,920,497	257,920,497		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	110個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	110,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月16日～平成50年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。 新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人(以下、「権利承継者」という)を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。 (3)新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定及び質入れ等一切の処分を行うことができない。 (4)その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		257,920		38,413		39,902

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから平成21年6月2日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により平成21年5月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株式等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー 1 ジェイ 6 ティール、ブルトン ストリート1、タイ ムアンドライフビル5階	21,259	8.24

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,575,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 239,013,000	239,013	
単元未満株式	普通株式 1,332,497		
発行済株式総数	257,920,497		
総株主の議決権		239,013	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式204株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三和ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	17,575,000		17,575,000	6.81
計		17,575,000		17,575,000	6.81

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	309	310	355
最低(円)	263	275	290

(注) 株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,866	19,358
受取手形及び売掛金	51,991	64,107
有価証券	4,665	3,934
商品及び製品	6,903	6,864
仕掛品	2 23,513	17,062
原材料	9,710	9,784
その他	10,276	9,065
貸倒引当金	1,361	1,309
流動資産合計	125,565	128,867
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 16,828	1 16,820
土地	22,332	22,293
その他(純額)	1 11,020	1 11,159
有形固定資産合計	50,181	50,272
無形固定資産		
のれん	269	284
その他	13,783	13,062
無形固定資産合計	14,053	13,346
投資その他の資産		
投資有価証券	26,107	25,141
その他	13,002	13,966
貸倒引当金	559	540
投資その他の資産合計	38,550	38,567
固定資産合計	102,785	102,186
資産合計	228,351	231,054

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,743	37,475
短期借入金	16,325	15,716
未払法人税等	471	2,715
賞与引当金	3,702	2,264
役員賞与引当金	65	65
その他	24,118	22,024
流動負債合計	77,427	80,261
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	23,893	23,767
退職給付引当金	10,447	10,340
役員退職慰労引当金	97	82
その他	6,363	6,237
固定負債合計	55,803	55,427
負債合計	133,230	135,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金	39,902	39,902
利益剰余金	27,885	30,850
自己株式	9,686	9,686
株主資本合計	96,515	99,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,327	4,064
為替換算調整勘定	899	84
評価・換算差額等合計	1,428	4,148
新株予約権	33	33
純資産合計	95,120	95,365
負債純資産合計	228,351	231,054

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	57,309	45,651
売上原価	42,290	34,291
売上総利益	15,018	11,359
販売費及び一般管理費	¹ 17,164	¹ 14,420
営業損失()	2,145	3,060
営業外収益		
受取利息	79	61
受取配当金	160	171
有価証券売却益	56	11
その他	145	115
営業外収益合計	441	360
営業外費用		
支払利息	441	359
持分法による投資損失	67	112
その他	101	59
営業外費用合計	611	531
経常損失()	2,315	3,232
特別利益		
前期損益修正益	0	0
固定資産売却益	0	12
投資有価証券売却益	11	-
特別利益合計	11	12
特別損失		
固定資産処分損	1	3
子会社事業再構築費用	120	-
役員退職慰労金	183	-
その他	5	6
特別損失合計	311	10
税金等調整前四半期純損失()	2,614	3,229
法人税等	² 26	² 1,106
四半期純損失()	2,640	2,122

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,614	3,229
減価償却費	1,309	1,106
のれん償却額	1,482	40
貸倒引当金の増減額(は減少)	75	33
賞与引当金の増減額(は減少)	1,067	1,425
退職給付引当金の増減額(は減少)	235	78
受取利息及び受取配当金	240	233
支払利息	441	359
持分法による投資損益(は益)	67	112
売上債権の増減額(は増加)	13,222	12,682
たな卸資産の増減額(は増加)	9,101	5,761
仕入債務の増減額(は減少)	2,579	4,919
その他	3,020	1,895
小計	5,765	3,590
利息及び配当金の受取額	244	241
利息の支払額	404	330
法人税等の支払額	3,181	2,288
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,423	1,211
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,752	495
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	1,157	3,030
固定資産の取得による支出	1,498	1,009
貸付けによる支出	373	411
貸付金の回収による収入	1,633	458
その他	129	169
投資活動によるキャッシュ・フロー	703	1,402
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,662	428
長期借入れによる収入	723	-
長期借入金の返済による支出	1,130	256
自己株式の増減額(は増加)	0	1
配当金の支払額	1,570	841
財務活動によるキャッシュ・フロー	315	671
現金及び現金同等物に係る換算差額	132	24
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,272	1,967
現金及び現金同等物の期首残高	26,056	20,547
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,328	22,515

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高、営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純損失及び四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(在外子会社等の収益及び費用の換算基準の変更)</p> <p>在外子会社等の収益及び費用の換算については、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算する方法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より、期中平均為替相場により換算する方法に変更しております。この変更は、会計期間を通じて発生する収益及び費用の各項目について、会計期間末近くの急激な為替変動の影響を排除し、より実態に即した換算を行うために行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合に比べ、売上高は879百万円、営業損失は29百万円、経常損失は37百万円、税金等調整前四半期純損失は36百万円、四半期純損失は24百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載していません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結会社において、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 なお、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社（在外子会社）において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 69,397百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 67,538百万円
2. 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金20百万円を相殺表示しております。	
3. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務) 三和シャッター(香港)有限公司 9百万円 (766千香港ドル) 安和金属工業股分有限公司 20百万円 (6,979千台湾ドル) 上海宝産三和門業有限公司 140百万円 (10,000千元) Novoferm Shanghai Co., Ltd. 477百万円 (34,000千元) その他 0百万円 計 648百万円	3. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 (保証債務) 三和シャッター(香港)有限公司 10百万円 (816千香港ドル) 安和金属工業股分有限公司 20百万円 (6,979千台湾ドル) 上海宝産三和門業有限公司 201百万円 (14,000千元) Novoferm Shanghai Co., Ltd. 488百万円 (34,000千元) その他 0百万円 計 720百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主なもの 貸倒引当金繰入額 106百万円 給料手当 5,706百万円 従業員賞与引当金繰入額 1,052百万円 退職給付費用 486百万円	1. 販売費及び一般管理費の主なもの 貸倒引当金繰入額 399百万円 給与手当 5,116百万円 従業員賞与引当金繰入額 941百万円 退職給付費用 669百万円
2. 当第1四半期連結累計期間における税金費用については、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括し「法人税等」として表示しております。	2. 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 20,559百万円 有価証券勘定 7,531百万円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 735百万円 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 27百万円 現金及び現金同等物 27,328百万円	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 19,866百万円 有価証券勘定 4,665百万円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 855百万円 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 1,160百万円 現金及び現金同等物 22,515百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	257,920,497

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	17,579,950

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	33

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	841	3.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	ビル 商業施設 建材事業 (百万円)	住宅 建材事業 (百万円)	メンテ・ リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	33,742	18,132	4,441	991	57,309		57,309
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	76	1		90	(90)	
計	33,755	18,209	4,443	991	57,400	(90)	57,309
営業利益又は営業損失()	1,159	1,226	318	78	2,145		2,145

- (注) 1 製品系列を考慮し、事業区分を行っております。
2 各事業の主な製品は以下のとおりであります。
(1) ビル商業施設建材事業.....シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、荷役設備製品等
(2) 住宅建材事業.....窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品等
(3) メンテ・リフォーム事業...メンテ・サービス事業、リフォーム事業
(4) その他事業.....車両用ドア製品

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ビル 商業施設 建材事業 (百万円)	住宅 建材事業 (百万円)	メンテ・ リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	28,064	13,129	3,997	460	45,651		45,651
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	15	59	6		80	(80)	
計	28,079	13,188	4,003	460	45,731	(80)	45,651
営業利益又は営業損失()	2,353	611	30	126	3,060	0	3,060

- (注) 1 製品系列を考慮し、事業区分を行っております。
2 各事業の主な製品は以下のとおりであります。
(1) ビル商業施設建材事業.....シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、荷役設備製品等
(2) 住宅建材事業.....窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品等
(3) メンテ・リフォーム事業...メンテ・サービス事業、リフォーム事業
(4) その他事業.....車両用ドア製品
3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、在外子会社等の収益及び費用の換算基準の変更をしております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、売上高は「ビル商業施設建材事業」で414百万円、「住宅建材事業」で435百万円、「メンテ・リフォーム事業」で14百万円、「その他事業」で14百万円、それぞれ減少しております。また、営業損失は「ビル商業施設建材事業」で0百万円、「住宅建材事業」で25百万円、「メンテ・サービス事業」で0百万円、「その他事業」で4百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	29,644	13,238	14,426	57,309		57,309
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	9	5	15	(15)	
計	29,644	13,248	14,431	57,324	(15)	57,309
営業損失()	836	805	503	2,145		2,145

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	25,250	9,882	10,518	45,651		45,651
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	38	2	46	(46)	
計	25,256	9,921	10,520	45,698	(46)	45,651
営業損失()	2,255	501	304	3,060	0	3,060

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ、メキシコ他
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他
- 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、在外子会社等の収益及び費用の換算基準の変更をしております。これにより、従来の方法による場合に比べ、売上高は「北米」で315百万円、「欧州」で563百万円、それぞれ減少しております。また、営業損失は「北米」で14百万円、「欧州」では14百万円それぞれ減少しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	12,993	14,417	290	27,701
連結売上高(百万円)				57,309
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.7	25.2	0.5	48.3

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他
その他：中国、東南アジア他
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	9,814	10,511	121	20,447
連結売上高(百万円)				45,651
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.5	23.0	0.3	44.8

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ他
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他
その他：中国、東南アジア他
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	15,604	12,019	3,584
債券			
社債	2,400	2,357	42
その他	4,002	3,712	289
計	22,006	18,089	3,916

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
395.63円	396.65円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	95,120	95,365
普通株式に係る純資産額(百万円)	95,087	95,332
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	33	33
普通株式の発行済株式数(千株)	257,920	257,920
普通株式の自己株式数(千株)	17,579	17,575
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	240,340	240,345

2 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 10.93円	1株当たり四半期純損失金額 8.83円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失である為、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失金額(百万円)	2,640	2,122
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	2,640	2,122
普通株式の期中平均株式数(千株)	241,656	240,343
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 御 前 善 彦 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 御 前 善 彦 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。